

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)			別表(第二条関係)		
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
建築基準法(昭和十五年法律第二十二号)以下この項において「法」という。	(略)	(略)	建築基準法(昭和十五年法律第二十二号)以下この項において「法」という。	(略)	(略)
法第八十五条第六項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	法第八十五条第五項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
法第八十五条第七項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	法第八十五条第六項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合同じにおける許可の申請に対する審査	(略)	(略)	法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合同じにおける許可の申請に対する審査	(略)	(略)
法第八十七条の三第七項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合同じにおける許可の申請に対する審査	(略)	(略)	法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合同じにおける許可の申請に対する審査	(略)	(略)
法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定
以下この項に			以下この項に		
あつては、当			あつては、当		

<p>法第三十五條第二項（法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係に係る申出の受付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の審査に係る申出の受付</p>	<p>において「法」という。</p>
<p>法第三十六條第二項（法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の審査に係る申出の受付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の審査に係る申出の受付</p>	<p>において「法」という。</p>
<p>法第三十條第二項（法第三十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係に係る申出の受付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の審査に係る申出の受付</p>	<p>において「法」という。</p>
<p>法第三十一條第二項（法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係に係る申出の受付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の審査に係る申出の受付</p>	<p>において「法」という。</p>

該建築物の住宅部分（法第三十一條第一項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積（基準省令第三十三條第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積）の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1―11（略）

五（略）

該建築物の住宅部分（法第三十一條第一項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積（基準省令第三十四條第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積）の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1―11（略）

五（略）

建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同一。)(の  
一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)  
(一棟ごとに、床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築

建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同一。)(の  
一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)  
(一棟ごとに、床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築

<p>法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>		<p>法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	<p>物の床面積を加えるものとし、 法第三十六条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に定めた額を加えた額 一・二（略）</p>
<p>物の床面積を加えるものとし、 法第三十六条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に定めた額を加えた額 一・二（略）</p>	<p>法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	<p>法第三十一条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	<p>物の床面積を加えるものとし、 法第三十一条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に定めた額を加えた額 一・二（略）</p>







会議室	一 二以外の場合 一 時間まで(ここに)	一、三〇〇円以内
屋外多目的スペース	二 第五条第三項の規定により、変更された日又は時間を使用する場合 一 時間まで(ここに)	三、〇〇〇円以内
(略)	一 一時的催しのために使用する場合 一 平方メートル一日まで(ここに)	一、〇〇〇円以内

  

会議室	一 日中(ここに)	一〇、〇〇〇円以内
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第四条の規定 公布の日から起算して三十日を経過した日
- 三 第二条の規定 令和四年十一月十一日
- 四 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日